学校・教育委員会との接し方 2020 vol.3 ホームスクーラーへの教科書無償提供を巡る 教育委員会とのやり取り

コロナウイルスの感染拡大が進み、学校休校 等も拡がる中、ホームスクーリングに関する問 い合わせが増えています。

ホームスクーリングは近年、環境整備が進み、 多様な教育の重要性に鑑みる「教育機会確保法」 の施行も 4 年目に入りました。その浸透には時間と努力も必要です。国会のフリースクール等 議連の議員の皆さんや文科省からも全国の学校・ 教育委員会への周知・啓発の協力を要請されて います。

こうした新しい状況下で、全国のホームスクーラーの皆さん一人ひとりの使命の重要さが増しています。最近もチア・メンバーの A さんから市の教育委員会とのやり取りを相談され、神さまを賛美することとなりました。

稲葉さん

先日、小学校の担任から「来年度からは教科書を渡せない。意見あれば市教委へ」と言われ、 本日行って参りました。

担当者によると、

- ・元々(文字通り元々)教科書は学校で授業を受ける生徒のためというのが前提である。
- ・元々そのような解釈だったのに、これまで 曖昧で、学校に通わない子どもにも支給されて きたのが間違いであり、元々の解釈通り支給し ない。
- ・不登校の生徒も同じ対応である(学校に来 られるようになったら支給する)

- ホームスクールは学校に通う意志がそもそもないので、支給する対象でない。
 - ・C市教委でなく、D県の姿勢である。

教育を受ける権利が奪われることや、教科書 無償配布についての文言とか、できる限りあれ これ話したのですが、それ以上の答えはもらえ ず。

「学校に通わないなら教科書を支給できない法的な根拠はあるのか」と質問しましたが、「根拠になる文言はなく、あくまでも上記の解釈による」とのことでした。今日対応して下さった職員とはそれ以上話してもどうにもならないと思い、回答を文書でもらう約束をして帰宅しました。

C市教委だけでなく、D県の考えだということでした。D県の他の市ではどういう対応かは分かりません。これまでグレーだったのを、なぜ今年度から厳格にしたのか、理由もきっかけ等も分かりません。

残念ですが、学校に通うことが前提という意識しかないようでした。しかも不登校生も、学校に通えてない内は教科書を支給しないとも。

教科書がないならないで、違う学習スタイル を選べばよいので大丈夫なのですが、なんとも 腑に落ちません。

これまでは市教委とも学校とも良い関係が与えられていたので、ちょっと動揺してしまいましたが、今後どのようにしたらいいかアドバイス頂けると嬉しいです。

Α

Aさん

ハレルヤ! 丁寧なレポート感謝です。教育委員会側の急な対応の変化に、さぞ驚かれたことでしょう。そのような中でよく頑張りましたね。多様な教育の重要性に鑑みて、憲法、教育基本法、教育機会確保法等に基づき、今回の行政の解釈と行動について、しっかりと法的根拠を正し、文書での回答を求めたことは良かったと思います。

腑に落ちない A さんのお気持ちを理解します。 また、「教科書ないならないで違う学習スタイル を選べばよいので大丈夫」との余裕も素晴らし いです。主に在って感謝ですね。

「強くあれ、雄々しくあれ。わたしはあなたとともにいる」(ヨシュア 1:5)です。今回の急な変化の背後にも、急転を許された神さまの御手と御計画を感じます。「すべて感謝(1 テサロニケ 5:18)」「主にあってすべて益と変えられる(ローマ 8:28)」でいきましょう。

文書が届いたら、ぜひ知らせてください。その文書に基づいて、対応を一緒に考えられれば と思います。何かありましたら、何でも遠慮せず、 で連絡、で質問ください。

私たちは、いつもAさんファミリーを応援し、 主にあってつながっているし、できることがあ れば何でも連帯し、深い絆でサポートしていけ ればと祈っています。

主に在りて チア・にっぽん代表 稲葉 寛夫

稲葉さん

先程、市教委から電話があり、先日の回答を 口頭で頂きました。文書でお願いしたのにな、 と思いつつ聞きました。

ホームスクーラーに教科書を支給しないこと

の根拠は、学校教育法の1条項(すみません未確認ですがそう仰ってました)による対象者に当てはまらないためで、平成28年にD県教委から受けた指示によるとのこと。

支給するかしないかの判断は学校設置者である市教委に委ねられており、そのように判断した。

だが、今回内部協議したところ、ホームスクーラーにも教科書を支給することになった、…とのことです! 前回のことを撤回し、支給することにしたので、回答文書は送りませんが大丈夫ですか?と聞かれましたので、それならば必要ないですと伝えました。感謝します!

今回、このことを通して感情も揺さぶられました(正直プンプン怒りました)。

でも、ホームスクールを始めた頃こそたくさん困難がありましたが、神さまの守りの中、順調にやって来て、最近は子どものことで新たな困難もあり、いつしか自分の力に頼ってしんどいなと感じていました。

今回の教科書のことで、自分はイスラエルの 民と同じだ、神さまに守られて順風だと恵みを 忘れてしまい、また困難に置かれると悔い改め て立ち返る、まさにその姿であると実感しまし た。神さまの守りと恵みなくしては、信仰によ るホームスクーリングなど無理だということを 再確認しました。

ホームスクール仲間や稲葉さんにも相談させて頂き、たくさんの方が祈って下さって感謝します。

そして私を悔い改めに導いて下さった上に、 市教委の意見をひっくり返して下さった神さま の愛に心から感謝しています。

文書としては残りませんが、神さまのして下 さったことをご報告致します。子どもたちとも 「神さまはこういう方だよね」と分かち合いまし た。本当にお祈りありがとうございました。 PS すみません。主人が帰宅し報告したところ、 やはり後々のために文書にしてもらうべきだと 言われまして。明日勇気を出して、また市教委 に電話しようと思っています。

Αさん

ハレルヤ! ご主人のアドバイスに賛成です。 文書化はとても大事です。祈ってます。

先方には、「文書化の件、主人と相談しましたところ、教育は子どもたちの一生が関わってくる大切なことであり、今後のためにも文書化しておきたい」と、ソフトに敬意を持ちながらも、凛としてリクエストされてはいかがでしょうか。具体的には以下の2点について「これまでの御発言の文書化をお願いします」と伝えてはと思います。

>ホームスクーラーに教科書を支給しないこと >の根拠は学校教育法の1条項(すみません未 >確認ですがそう仰ってました)による対象者 >に当てはまらない

- → 1条校と思います。いわゆる文科省認可を 受けた公私立の小・中学校ですね。
- ①「支給するかしないかの判断は学校設置者である市教委に委ねられており、そのように判断した」「昨年までは支給していたのに、当初、今年からは支給しないとの決定があった」という経緯と、そのような決定がなされた理由
- ② 今回内部協議したところ、ホームスクーラー にも教科書を支給することになったという理由

特に感情的になる必要はなく、争う必要もなく、冷静に話されてはと思います。教育委員会も、前回これだけの判断をしてAさんに通告した事

実がありますので、それは文書化する責務はあると思います。

私自身の考えとしては、今回の件は、特に争う必要はないと考えていました。理由は、教科書が渡されるかどうかは、「ホームスクーリングをやめさせるかどうか」といった根幹を揺るがす問題ではなく、Aさんが書かれた通り、別のカリキュラムを用いれば対応できることだからです。

政府、行政のサポートは、良い面もありますが、 そうしたものを受け取っていくと、いつしか依 存の関係もでき、神さまに頼って進めていくと いう塩気や自由を失い、いつしか聖書に立つホームスクーリングの力を失っていく危険性も伴い がちだからです。アメリカの歴史を見ても、そ のリスクを学べます。

それで「教科書無料提供」をめぐってならば、 争うまでのイシューではないと感じています。 一方、この件は、憲法、教育基本法、教育機会 確保法の視点から違法行為が見られるとも思い ました。

ただし、ホームスクーリングの可否といった 根幹の問題ではないので、争いは避け、今後の ために…とソフトに話される姿勢で良いのでは とは思います。

でも、様々な気づきの時となり、良かったですね。明日、神さまが知恵を与え、主にある圧倒的な勝利で会話がなされることを祈ります

主に在りて 稲葉

* * * *

稲葉さん

C市教委からの回答が届きましたので送ります。前もって聞いて分かっていたことですが、 なんだかスッキリしない回答ではあります。

長女の入学時は C 市教委にホームスクーリン

グは理解されず、学籍を置かない選択をしまし た。

「通わない者には教科書は出せない。学籍を置 くならPTAにも入らなければならない」と言 われました。

文中の平成28年について考えてみますと、三 女が入学する頃がちょうど平成28年度です。そ の時の市教委担当者が理解ある方で、校長も理 解して下さり、学籍も置き教科書ももらうこと になりました。その時の市教委と校長が、D県 教委の指示に従わなかったとされているのかも しれません。

同時期に同じ市内でホームスクーリングを始 めたBさんにも、これまで普通に教科書は支給 されてきました。Bさんへの対応が変わったか どうかは、まだ分かりません。

* * * *

Aさん

文書送ってくださり、ありがとうございます。 私としては、今回、細かい表現はともかく、事 実関係を記した文書を確保できたことが、今後 のために良かったと思いました。

文書に記されている「28年(春?)のD県 の教育委員会からの通達 | は、28年12月14日 に公布され、22日に文科省から通達されている 「教育機会確保法」では認められなくなった古い 違法的な見解です。今回、送られてきた文書に は、変更の理由が書かれていませんが、その後、 D 県教育委員会においても、方針を変えること になった事実がクリアに書かれてありますので、 良かったです。

今後、Aさんが体験されたような違法行為と 思われる不当な、断定的な対応はなくなると思 います。もし、何か不当な扱いが出てきた場合 には、今回の文書を提示できます。

内容の細部を見れば、これまでの「県教委か

らの教科書を給与してはならない」が修正され た点は合法でありますが、「教科書給与は設置者 (市教委) の判断による」とは、憲法や教育機会 確保法に照らし合わせてみても、今も違法行為 として追及できるのではと思えます。

「教育機会確保法」第十三条には、「多様で適 切な学習活動の重要性に鑑み」とあります。今 回の当初の市教委の通告は、そうした多様性を 考慮せず「学校という建物での学習でなければ 教育義務を果たしていない」との旧態依然とし た法解釈を前提にした通告で、違法行為として 追及できると思います。

ただ、前回お伝えした通り、今回の争点は「ホー ムスクーリングの実行」そのものではなく、「教 科書の無償提供」を巡るものであり、法解釈を めぐって闘う意義があるかどうかは、よく祈る 必要があると考えています。少なくとも今はな A いかと私は思います。

今回は、神さまの助けとAさんの法に立った 姿勢と努力で、教科書が無償で提供されること になり、その経緯も文書化され、将来にわたる 益となり、目的はほぼ達成されたと考えていい のではと思います。

それ以上に、Aさんが、神さまにより頼んで 進むことを再確認されたことは大きいと思いま す。そして、市教委の皆さんに対しても一石を 投じ、冷静に積極的に堂々と対応され、文書を 得たことも、大変良かったのではないでしょう か。主にある様々な労苦を感謝します。

今後も何かあれば、いつでも問い合わせくだ さい。微力でも役に立てればと思って祈ってい

> 感謝しつつ 稲葉

* * * *

稲葉さん

28年というのは、教育機会確保法の境目だったのですね。もっと勉強しなくては。

教科書のことで通らされた道に、神さまの御 思いがあると受け止め、へりくだってホームス クールを続けていきたいと思います。

文書は届きましたが、新年度になっても今のところ学校からは連絡はなく、こちらから連絡するべきか迷うところですが、コロナでバタバタしている状況でしょうから連絡を待とうと思います。

的確なアドバイスを感謝いたします。

* * * *

Αさん

そうですね。良かったです。

>> 28 年というのは、教育機会確保法の境目だったのですね。

はい。28年は教育法制の大きな転換点でした。 神さまが、ホームスクーリングを含む多様な教 育に大きな祝福を与えてくださいました。

>>もっと勉強しなくては。

その調子です。これを機に、チア・マガジン43~46号の「教育機会確保法」特集を再度、精読してください。今回の教育委員会に見られるように、実際にはまだ法の理念や詳細が完全に浸透しているわけではありません。

それで国会のフリースクール等議連の各議員や文科省の担当官僚からは、「ぜひ皆さんご自身も啓発に力を注いでください」と要請を受けています。今回、A さんがその一翼を担ってくださいましたよ。本当によくやってくださったと

思います。ドキドキされたと思いますが、素晴らしい健闘ぶりでした。

>>教科書のことで通らされた道に、神さまの 御思いがあると受け止め、へりくだってホーム スクールを続けていきたいと思います。

ハレルヤです。

「当初の約束通り、文書化してもらうように」 とのご主人のご指示も大変的確でした。さすが です。

このようなお一人おひとりの働きが、行政を動かし、その声が国全体を正しい方向に導き、イエスさまの祝福される教育の在り方に進み、A 多くの方の祝福につながっていくと思っています。

稲葉